平成29年５月

事業者各位

枚方市財務部

総合契約検査室契約課

平成29年度における建設工事の前払金の特例に係る取扱いについて

　枚方市では、平成28年度より前払金の使途を拡大する特例措置を行ってきましたが、国の取扱いに準じて、平成29年度においても本市発注工事の前払金の特例措置を継続します。

記

１　特例措置の適用対象

平成28年４月１日から平成30年３月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成30年３月31日までに払出しが行なわれるもの。

２　使途拡大の内容

現在の使途に加え、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に拡大します。

　　　※　前払金額の100分の25を上限とします。

　　　※　前金払をできる総額については変更ありません。

３　適用年月日

平成29年５月１日以降契約を締結するものから適用

* ただし、平成28年４月１日から平成29年４月30日までに請負契約を締結した工事については、発注者と受注者間で協議の上、変更契約により当該請負契約における前払金の使用に係る規定を変更した場合には、特例措置を適用することができますので、契約課までお問い合わせ下さい。

枚方市役所総合契約検査室契約課

工事・委託グループ　工事担当

℡072-841-1221 内線3462・3463

平成　　年　　月　　日

（あて先）

枚 方 市 長

枚方市上下水道事業管理者

枚方市病院事業管理者

住所

商号又は名称

代表者名　　　　　　　　　　印

前払金の使途拡大に係る変更契約の協議について

標記について、枚方市工事請負契約約款第55条の規定に基づき、第36条の前払金の使用等に係る規程の変更の協議を請求します。

記

　１　工事名

　２　契約金額

　３　契約日　　平成　　年　　月　　日

　４　工　期　　平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日まで